

## **改正刑訴法 3 年後見直しにあたって、全件・全過程の取調べ録音・録画制度と弁護人立会制度の実現を求める決議**

2016 年成立の改正刑事訴訟法（以下、「刑訴法」という。）により新設され、2019 年 6 月に施行された、取調べ全過程の録音・録画制度（＝取調べの可視化制度—刑訴法第 301 条の 2）は、施行後 3 年経過時に制度の在り方を検討し、必要に応じて所要の措置を講ずるとされている（同改正法附則第 9 条第 1 項）。本年（2022 年）は、その検討（見直し）を開始する年である。

法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下、「特別部会」という。）における 3 年余の議論を経て成立した改正刑訴法は、裁判員裁判対象事件と検察独自捜査事件について、逮捕・勾留下の被疑者取調べ全過程の録音・録画を義務づけた。改正法成立は、これまでえん罪の温床とされてきた密室での取調べに風穴を開け、身体拘束下の取調べ全過程を事後的に検証可能とすることを捜査機関の責務としたものであり、その歴史的意義は極めて大きい。

しかしながら、その義務対象事件は上記二類型に限定されており、事件数としては年間に公訴提起された事件の約 3 % に止まっている。改正後、実務運用において、検察官取調べでは、全過程録音・録画の対象を上記二類型以外の一般事件全体に広げているが、警察官取調べは、裁判員裁判対象事件に加えて精神障がい者（知的障がい者、発達障がい者を含む）の身体拘束下取調べを、犯罪捜査規範によって可視化努力義務対象としたにとどまる（犯罪捜査規範第 182 条の 3 第 2 項）。警察は、それ以上に広げていこうとする姿勢は全く見せていない。2016 年刑訴法改正が、「度重なるえん罪事件への反省を踏まえて」議論が始まり、特別部会が 3 年後の見直しによる録音・録画の範囲拡大を見据えて「全会一致」の結論に至った経緯を直視すれば（特別部会取りまとめ及び衆参両院法務委員会附帯決議参照）、3 年後見直しにおいて、取調べ全過程録音・録画の対象を全事件に拡大することこそ最重要課題であり、取調べ可視化制度については全件・全過程に向けての刑訴法改正に繋げられなければならない。

また取調べの可視化が必要であることは、身体拘束されていない在宅事件の被疑者、さら

には被害者を含む参考人に対する取調べにおいても同様である。違法・不当な取調べがなされる危険性は、密室で検証不能な取調べがなされるという意味において、被疑者が身体拘束を受けているか否かによって異なることはない。また、参考人に対する取調べにおいても、えん罪の原因となる虚偽供述を生み出す不当な取調べがなされる危険性が存することに変わりはなく、現に、共犯者の巻き込み供述の強要などにみられるように、被疑者以外の者の取調べも可視化されなければならないことを示す事例も存在している。取調べへの過度の依存の見直しという改正刑訴法の目的を全うしていくためには、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、取調べ全件・全過程について、録音・録画が義務づけられなければならない。

さらに、今回の 3 年後見直しを契機として、取調べへの弁護人立会いの制度化に向けての議論も加速すべきである。取調べ可視化の制度化により、取調べ全過程の事後的な検証が可能となり、それは大きな効果をもたらしているが、とはいえ、それは事後的な検証可能性を現実としたのであり、リアルタイムにおいて密室の取調室で被疑者が捜査機関に対し一人で対峙するという状況、その力関係の非対称性自体を解消するものではない。違法・不当な取調べを完全に排除し、被疑者・被告人の防御権を全うさせるためには、取調べが行われているまさにその場・その時に、弁護人が取調べ状況を監視し、違法・不当な取調べを阻止し、被疑者に助言するなど、被疑者がいつでも弁護人の援助を受けることができ、取調べの場の非対称性を払拭する制度、すなわち、取調べへの弁護人立会制度が不可欠である。

憲法は、被疑者・被告人に法の適正な手続を保障し（憲法第 31 条）、弁護人の援助を受ける権利を保障する（憲法第 34 条、第 37 条第 3 項）。また、取調べにおいて、個人の尊厳（憲法第 13 条）を守り、供述の強要ひいてはえん罪を防止するためには、黙秘権（憲法第 38 条）の実質的な保障、すなわち、捜査機関の圧力に屈すことなく、自由に黙秘権行使できる状況を確保することが不可欠である。取調べへの弁護人の立会いは、かかる憲法上の諸規定から保障される権利であり、被疑者の防御権の中核に位置することは明らかである。

すなわち、弁護人の取調べへの立会いは、違法・不当な取調べから被疑者を守るという意味において、改正刑訴法の取調べ可視化制度と軌を一にするものであり、3 年後見直しの検証の場で同時に議論されるべきテーマである。この点、2020 年 12 月とりまとめられた「法務・検察行政刷新会議」の報告書においても、「刑事手続の内容面」に関して言及され、「取り分

け被疑者取調べへの弁護人の立会いについての様々な意見が示された」とし、「平成 28 年改正刑事訴訟法の 3 年後検討が予定されていることから、法務大臣において、前記各意見の趣旨も十分に斟酌し、検討のために必要十分な資料を収集・分析した上で、3 年後検討の場を含む適切な場において、弁護人立会いの是非も含めた刑事司法制度全体の在り方について、社会の変化に留意しつつ、刑事手続の専門家以外の多様な視点も含めた幅広い観点からの検討がなされるよう適切に対応すること」との意見が明記されている。今回の 3 年後見直しの場において、弁護人の取調べへの立会制度に関して議論されるべきは当然である。

本年(2022 年)5 月 31 日、法務大臣は、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の立上げを発表し、同年 7 月 28 日には第 1 回会議が開催された。しかしながら、改正刑訴法のどのような点をどのように見直すかの筋道は示されておらず、以降の会議間隔も月 1 回というにさえほど遠い会議設定しかされないなど、これを所管する法務省において、積極的に課題に取り組もうとする姿勢は、見受けられないと言わざるを得ない。

また、同協議会は、特別部会とは異なり、外部の民間有識者委員を 1 名選任したのみである。さらに、特別部会ではなされていたリアルタイムでの報道機関へのモニター開示もなされていない。取調べの適正化を含む刑事司法の改善は、国民ひとりひとりの権利に直結する重要な問題であるから、本来その議論過程は広く情報開示されなければならず、その上で、有識者委員を相当数に増やすなどして、国民の声を誠実に反映する仕組を構築する必要があるというべきである。

以上のことから、当連合会は、国に対し

- 1 「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」においては、国民の声に真摯に耳を傾け、透明性の高い議論がなされること、そのために、特に有識者委員の追加選任を行うべきこと
- 2 同協議会において、在宅事件及び参考人取調べを含む全件・全過程の可視化が議論され、それを実現する法律の見直しがなされること
- 3 同協議会において、取調べへの弁護人立会制度化について議論された上で、今後迅速な法改正により、取調べへの弁護人立会いの法制度化を推し進めることを求める。

以上のとおり決議する。

2022年（令和4年）11月25日

近畿弁護士会連合会

## 提 案 理 由

### 第1 在宅事件及び参考人取調べを含む全件・全過程の可視化について

1 法制審議会（以下、「法制審」という。）「新時代の刑事司法制度特別部会」における議論及びそれに至るまで

我が国の取調べは、江戸時代の「口書」（一人称獨白形式の自白「物語」調書）の「伝統」に長きにわたり、規定されてきた。そして、明治初期の建前としての「拷問禁止」により、かえって「密室」での糾問が常態化したのである。戦前においては、その「伝統」のもと、「聴取書」の作成過程で、数々の人権蹂躪問題が生じていた。現憲法のもとで誕生した現行刑事訴訟法（以下、「刑訴法」という。）により、そのような「伝統」は払拭されるはずであり、それこそが現行刑訴法の理念であつたはずであるが、現実は、そうならず、全く逆の事態を辿った。「調書裁判」が延々と続いたことは、誰もが知るところである。

取調べ室には取調べ官と被疑者以外の「他者（あるいは他者の目）」は存在しなかった。本来的に絶えず国民の監視の下に置かれるべき国家権力の行使が、まさに前近代的な情況のまま21世紀まで続いたのである。取調べは、第三者の目が届かないまさに「密室」で行われ、そこでは、法律の専門知識もなんの権力も持たない一個人である被疑者が、公権力として強大な権限を持つ捜査機関と、ただ一人で対峙しなければならない。両者の間には、圧倒的な力の格差が存在する。すなわち、取り調べられる個人と、取り調べる公権力の間には、力関係の決定的な非対称性が存在しているのである。

このような構造の下、密室での取調べは、必然的に供述強要・虚偽自白の温床となり、数多の人権侵害・えん罪を生み出す原因となり続けてきた。21世紀においても、著名な事件だけで志布志事件、氷見事件、足利事件、布川事件、厚労省元局長事件、PC遠隔操作事件などの重大なえん罪事件が相次いで表面化した。また、近時では、袴田事件、湖東記念病院事件、日野町事件の再審開始決定及び、プレンサンスコーポレーション元社長事件においても、違法な取調べによる虚偽自白（あるいは虚偽供述）がなされていたことが指摘されている。

当連合会は、このような密室取調べの問題を打破すべく、これまで取調べの全過程を録音・録画すること（いわゆる「取調べの可視化」）を求め、種々の決議をあげるとともに、所属する各単位会の弁護士（弁護人）においても、精力的に虚偽自白の根絶、密室取調べの打破に取り組んできた。そして、このような熱心な弁護実践によって連綿と続いてきた活動が、2010年の厚労省元局長事件無罪判決、そしてこれに続く大阪地検特捜部主任検察官による証拠改ざん事件を受けて発足した、法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下、「特別部会」という。）における可視化法制化の議論へと繋がったのである。

特別部会においては、取調べ全過程の録音・録画を捜査機関の義務とする意見に対して、これを

捜査機関の裁量もしくは一部義務化にすれば足りるという強い反対論が検察・警察出身委員から出された。しかしながら、えん罪被害者である村木厚子氏や映画監督周防正行氏ら一般有識者委員の全過程義務化原則への強い賛成意見もあり、裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件に限定した形ではあるものの、特に虚偽自白が生成される危険性の高い身体拘束以降の取調べ全過程の録音・録画を捜査機関に義務づける方向での答申がなされた。同答申が「全会一致」になったのは、後記する、3年後見直しにおいて、まさに取調べ可視化が制度として拡大されていくとの前提を含んでいたからだといえる。

この答申を受けて、2016年には、国会は刑訴法を改正し、法第301条の2(以下「可視化法」という。)が新たに創設された。これによって、裁判員裁判対象事件及び検察官独自捜査事件においては、逮捕以降の取調べ全過程の録音・録画が捜査機関の義務となった。

同法の施行により、現行刑訴法が施行されて以降も、戦前と変わることなく脈々と続いてきた密室取調べにはじめて光が差し込み、被疑者の供述の自由が実効的に保障されることとなった。

その一方で、可視化法では、その対象事件が公訴提起された事件の約3%にとどまること、逮捕以後の取調べのみが録音・録画の義務対象とされているため、在宅段階が義務対象とされていないこと、被害者をはじめとする参考人の取調べが義務対象とされていないことなど、複数の問題を孕むものでもあった。

## 2 附則第9条と全件・全過程の録音・録画の必要性

そのため、2016年改正刑訴法附則第9条第1項において「政府は、取調べの録音・録画等(中略)が、被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資することを踏まえ、この法律の施行後3年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等に留意しつつ、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされた。同内容から明らかなとおり、立法者は、取調べの可視化が「取調べの適正な実施に資する」ことを前提に、施行後3年経過時において、録音・録画による「捜査上の支障その他の弊害」に留意しつつ「制度の在り方について検討を加え」ることを求めたのである。

この点、2019年6月1日の本法施行後、取調べの録音・録画によって、捜査上の支障その他の弊害が生じた例は何ら報告されていない。その一方で、当連合会に所属する各弁護士会の弁護士からは、義務対象事件以外で虚偽供述が取調べ官によって誘導された事案、任意同行による捜査機関到着後、数時間以上逮捕状を執行せず、録音・録画をせずに自白調書が作成された事案、被害者の取調べ時の言動が問題になるものの、録音・録画がなされていないため、それが検証できない事案など、録音・録画の範囲が限定的であることによる問題点が相次いで報告されている。

また、確かに検察段階においては、身体拘束下の取調べにあっては、実務運用により全過程録音・録画の対象が法に規定された二類型以外の一般事件全体に広げられているが、警察段階において

は、裁判員裁判対象事件に加えて精神障がい者（知的障がい者、発達障がい者を含む）の身体拘束下取調べを、犯罪捜査規範によって可視化努力義務対象としたにとどまる（犯罪捜査規範第182条の3第2項）。警察は、それ以上に広げていこうとする姿勢は全く見せていない。

このような状況に鑑みれば、本年、いわゆる3年後見直しを行う場として設置された「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」（以下、「本協議会」という。）においては、録音・録画の義務対象事件は、時的（逮捕前の在宅段階を含めること）にも、量的（現在の対象事件以外も含めること）にも、そして質的（被疑者取調べのみならず立証上重要な位置づけとなる被害者・参考人の取調べも含めること）にも、これらを義務対象とする方向で議論がなされるべきは当然である。

取調べの可視化の必要性は、身体拘束されている被疑者に対する二類型以外の事件において認められることはもとより、身体拘束されていない在宅事件の被疑者、さらには被害者を含む参考人に対する取調べにおいても同様である。違法・不当な取調べがなされる危険性は、密室で検証不能な取調べがなされるという意味において、被疑者が身体拘束を受けているか否かによって異なることはない。また、参考人に対する取調べにおいても、えん罪の原因となる虚偽供述を生み出す不当な取調べがなされる危険性が存することに変わりはなく、現に、共犯者の巻き込み供述の強要などにみられるように、被疑者以外の者の取調べも可視化されなければならないことを示す事例も存在している。

取調べへの過度の依存を見直すという改正刑訴法の目的を全うするためには、在宅被疑者や参考人の取調べを含めて、取調べ全件・全過程について、録音・録画が義務づけられなければならない。この点、特別部会に参加した5名の一般有識者委員からも、本年7月、「改正刑訴法の見直しに当たっての要請」が表明され、そこでは「取調べの録音・録画の義務付けについては、一日も早く完全な形、即ち、全事件、全過程で実現するよう強く要請します。」との意見が明記された。

そこで、当連合会は、このような取調べを取り巻く趨勢に鑑み、本協議会において、対象事件を拡大し全事件とすることはもちろんのこと、在宅事件を含み、かつ被害者等の参考人の取調べにおいても、取調べの録音・録画がなされるよう所用の措置を講ずべきであることを決議するものである。

## 第2 取調べへの弁護人立会いの法制化について

### 1 なぜ弁護人立会いが必要か

上記の通り、これまで密室取調べに起因する虚偽自白によるえん罪が続発していたことからすれば、捜査機関が取調べに依存する捜査姿勢は根深く、捜査機関がいかに自主的な取組をしたとしても、虚偽自白とそれによるえん罪を根絶することはもはや不可能というほかない。

取調べによって自白調書を獲得することを第一とする捜査構造と、その自白調書に依存する公判の構造を抜本的に改革するには、可視化によって監視機能を高め、事後的検証可能性を全面的に確保した上で、さらに取調べが行われているまさにその場・その時に、弁護人が取調室の中に同席し、

取調べ状況をリアルタイムで監視し、違法・不当な取調べを阻止し、被疑者に助言するなど、被疑者がいつでも弁護人の援助を受けることができ、取調べの場の非対称性を払拭する制度、すなわち、取調べへの弁護人立会制度が不可欠である。当該制度の導入があつてはじめて、黙秘権等の被疑者の諸権利が実効性あるものとなり、供述の自由が確保できる。

## 2 2016年改正刑訴法の積み残した課題

特別部会においては、取調べの可視化制度の導入と共に、弁護人立会いに関する議論も行われた。この点、特別部会の議論の前半では、取調べの可視化と並ぶ「その他取調べの在り方」に関する重要なテーマとして、「取調べへの弁護人立会い」についての検討が行われていた。しかしながら、同部会の中間報告であった「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」(2013年1月29日)においては、「取調べの適正確保に資するものとして、被疑者取調べの録音・録画制度を導入することとしているところであるが、取調べへの弁護人の立会いについては、それ以上に取調べへの支障が大きいとして強い異論があることから、当部会において結論を得ることは困難であり、その要否及び當否も含めて別途検討されるべきである」とされ、これ以降、取調べへの弁護人立会いについては、同部会での検討の対象から除外されてしまった。

取調べの可視化は、事後的検証を可能とし、その効果として違法・不当な取調べを抑制することはできるが、被疑者が捜査機関と一人で対峙するという状況そのものを解消するわけではない。

現に取調べが行われているその場に弁護人が同席することによって、はじめてこの状況が解消され、同時的な取調べ状況の監視などの対応による違法・不当な取調べの抑制と、適切な法的援助を得た上で供述が可能となる。取調べへの弁護人立会いは、密室での取調べという構造を打破し、被疑者の主体的な防御権の行使を可能とするために不可欠な条件である。

いまこそ、2016年改正刑訴法が積み残した課題として、取調べへの弁護人立会いの実現に向けて動き出さなければならない。

この点、カルロス・ゴーン事件や東京高検検事長の異例の定年延長あるいは賭け麻雀問題をきっかけにした一連の問題などを受け、法務省に置かれた「法務・検察行政刷新会議」においては一定の議論はなされたものの、意見の一一致は見なかった。しかしながら、2020年12月に、その議論の結果をまとめた報告書においても「刑事手続の内容面に関しては、(中略)取り分け被疑者取調べへの弁護人の立会いについての様々な意見が示されたところであり、(中略)平成28年改正刑事訴訟法の3年後検討が予定されていることから、法務大臣において、前記各意見の趣旨も十分に斟酌し、検討のために必要十分な資料を収集・分析した上で、3年後検討の場を含む適切な場において、弁護人立会いの是非も含めた刑事司法制度全体の在り方について、社会の変化に留意しつつ、刑事手続の専門家以外の多様な視点も含めた幅広い観点からの検討がなされるよう適切に対応すること」との意見が表明された。その後、法務委員会における法務大臣答弁においても、同様の答弁がなされているところである。このような経過を踏まえれば、今回の3年後見直しの場、すなわち本協議会において、弁護人の取調べへの立会いの制度化に向けた議論が、実質的かつ積極的にな

されるべきである。

### 3 弁護人の取調べへの立会いは憲法上保障される権利であること

日本国憲法は、被疑者・被告人に法の適正な手続を保障し（憲法第31条）、弁護人の援助を受ける権利を保障する（憲法第34条、第37条第3項）。

これらの権利を実効性あるものとするには、接見交通権（刑訴法第39条）のみでは足りない。被疑者が弁護人の援助を最も必要とするのはまさに取調べを受けている場面である。いくら頻繁に弁護人が接見したとしても、取調べの場に弁護人がいなければ被疑者は必要とする弁護人の援助を受けることができない。接見交通権を超えて、さらに、弁護人が取調べに同席して取調べ状況を常時監視し、被疑者に寄り添って捜査機関と対峙し、被疑者がいつでも弁護人の援助を受けることができるようになければ、弁護人の援助を受ける権利は実効性を持たない。

また、取調べにおいて、個人の尊厳（憲法第13条）を守り、供述の強要ひいてはえん罪を防止するためには、黙秘権（憲法第38条）の実質的な保障、すなわち、捜査機関の圧力に屈することなく、真に自由に黙秘権行使できる状況が確保されなければならない。実際の取調べの場においては、弁護人からあらかじめ助言を受けて黙秘権行使しようとする被疑者に対し、長時間かけて黙秘権行使を断念して供述するように取調官が働きかけ、黙秘権保障の意義が骨抜きにされるような状況は日常的に起こっており、そのような状況を根絶する必要がある。可視化によって、身体的な暴力やあからさまな利益供与はほとんどなくなったが、長時間かつ巧妙な供述誘導は全くくなっていない（プレサンスコーポレーション元社長事件等）。

真に被疑者の黙秘権行使を実効的に保障するためには、弁護人が同席して黙秘権侵害がないように監視するとともに、被疑者が臆することなく黙秘権行使することができるように絶えず助言等による援助を与え続けなければならない。

取調べへの弁護人立会いは、これらの憲法上の諸規定から必然的に求められ、保障される権利である。

### 4 弁護人の立会いはミニマムグローバルスタンダードであること

取調べに弁護人が立ち会うことは、もはや世界的には常識である。取調べへの弁護人立会いのあり方は、各国の刑事司法制度やその実務運用等によって様々であるが、少なくとも弁護人が取調べに立会いができるることは間違いないミニマムグローバルスタンダードとなっている。

例えば、アメリカ、イングランド、EU諸国の多くにおいて、また、日本と類似した沿革の刑事司法制度を持つ韓国、台湾においても、取調べへの弁護人立会いが認められている。逆に、それが一切認められていない日本は異常と言うほかない。

それどころか、近時、北海道警察においては、2021年12月27日付で、弁護人から立会いの申出があった場合は、在宅事件か拘束事件かにかかわらず、これを一律に「認めないこと」とする通達を発出していることが明らかになった。本通達は、その後、2022年8月18日付の新たな通達によって、一律禁止ではない趣旨に修正された。また、兵庫県警察においても、類似の対応要領が

2019年10月に発出されており、同要領内でも、弁護人からの立会い要求には応じないよう記載されていたところ、本要領も2022年8月に、新たな対応要領が発出され、一律禁止ではないとするものに修正されている。しかし、北海道警察においては2021年12月27日から少なくとも半年以上にわたって、兵庫県警においては2019年10月から3年弱にわって、全く誤った見解に基づいて捜査が行われていたこととなる。また、修正されたとはいえ、組織的対応をとるというのが警察庁の方針であり、個別事案に即したフレキシブルな対応が可能かは甚だ疑問というほかはなく、建前はともかく、一律禁止と同様の機能を持つ指導しかなされていない可能性が高いと言わざるを得ない。実際、全序的対応として弁護人の立会いを拒絶する扱いは、内部通達の有無にかかわらず、北海道以外の都府県警察においても、散見されるところであり、ここに本音があるとすれば、これらの見解は、弁護人の取調べへの立会いがありうることを前提とする国家公安委員会規則・犯罪捜査規範第180条第2項にも明確に反する見解である。さらに、現行刑訴法を前提としても、法務・検察行政刷新会議で示された、各取調官の裁量で行われうるとする法務省の見解にも真っ向から反するものである。なお、2016年3月、自由権規約委員会の総括所見(CCP/C/JPN/CO/6)に対する日本政府コメントにおいては「運用上、被疑者の取調べに弁護人の立会いを認めるかどうかは、取調べを行う検察官や警察官において、取調べの機能を損なうおそれ、関係者の名誉及びプライバシーや捜査の秘密が害されるおそれ等を考慮し、事案に応じて、適切に判断がなされている。」との指摘がなされている。本コメントにおいて、「警察官」も弁護人立会いに関する判断主体に入っていることから明らかなように、政府見解ですら、取調べへの弁護人立会いを一切否定するものではなく、「取調べを行う検察官や警察官において」「適切に判断」するものとしている。このように、北海道警察が発出した2021年12月27日付通達をはじめ、全序的対応として弁護人の立会いを拒絶する扱いは、幾重の意味において誤りである。

日本のように、捜査機関と被疑者しかいない密室で、弁護人の立会いなく、連日にわたり長時間の取調べを行うことのできる国は、先進国と言われる国ではおよそ例を見ない(G7加盟7カ国で弁護人の取調べへの立会いが制度化されていないのは、日本とカナダのみであるが、カナダでは少年事件などで実務上、これを行っている)。日本では、未だに「取調べの真相解明機能を損なう」「捜査の秘密を守れなくなる」「現実的に不可能である」という、密室での長時間の取調べによって被疑者に圧力をかけ自白を得ようとする旧態依然の取調べ手法を前提とした理由を根拠に、取調べへの弁護人の立会いが拒まれている。これまで、私たち弁護人もまた「伝統」の根強さに抗しえず、取調べへの立会いを求めることが遠慮してしまっていたのではないか。

今こそ、「取調べへの弁護人立会い」が被疑者の当然の権利であることを確認し、日本においても取調べへの弁護人立会いによる防衛権の実質的保障を実現しなければならない。

## 5 近時の弁護士会の動きとまとめ

虚偽自白によるえん罪を防ぐための弁護人の取調べへの立会いは、憲法上の要請であり、今やミニマムグローバルスタンダードである。取調べへの立会いは、刑訴法を改正するまでもなく、現在

の法制度においても当然に認められるべきものであり、これを妨げる実務は直ちに改められなければならない。近時、多くの刑事事件で、弁護人は取調べへの立会いを求め、取調室での同席が叶わない場合でも検察庁あるいは警察署内外で待機していつでも接見し、助言できる体制を作ったりするなど、実質的に取調べへの立会いと同様の効果を実現するための弁護活動を実践してきた。

そして、2018年の当連合会の「取調べの適正を確保し、被疑者が弁護人の援助を受けて主体的に防衛権行使することを可能とするために、弁護人による取調べへの立会いを確立することを求める決議」を受けて、各弁護士においては、取調べへの弁護人立会い申入あるいは準立会い（取調室至近で待機し、常時助言できる体勢をとりつつ、一定時間ごとに助言をする）などの弁護実践を強力に推し進めてきた。

2019年には、日弁連人権擁護大会においても、「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言－取調べへの立会いが刑事司法を変える」を宣言として可決した。

また、これを受けて、2020年には日弁連内に取調べの立会いに関する検討ワーキンググループを発足し、翌2021年には取調べ立会い実現委員会が立ち上がった。これらの委員会を中心に、さらなる弁護実践が今後なされていくであろう。

当連合会としては、取調室の密室性を打ち破り、被疑者の権利を守り、虚偽自白によるえん罪が決して生まれることのないよう、あらゆる事件において、今後さらに一層、弁護人の取調べへの立会いを積極的に求め、これを実現させる弁護活動を実践していくものである。

そこで、今回の3年後見直しにおいても、附則第9条に基づき取調べへの弁護人立会いが議論されるべきである。

### 第3 改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会における議論について

#### 1 本協議会の構成メンバーについて

法務省は、本年6月上記「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」を設置した。

しかしながら、その構成メンバーは、可視化法の原案を作り、可視化の議論をはじめとして取調べの在り方（問題点）について議論を尽くそうとした特別部会の一般有識者委員を務めた5名の委員が選任されていない。

そればかりか、法曹あるいは専門職（弁護士、裁判官、検察官、警察官、大学教授等）が大半を占め、それ以外の有識者委員は、本協議会においてはたった一人しか選任されなかった。

司法権の行使は、国民のためにある。その権力行使の在り方を議論する場において、そしてこれまで数々のえん罪を生んできたことへの反省を踏まえた議論をする場において、それが法律専門職のみで行われるということは議論の客觀性を欠き、内向きの議論に終始する可能性もある。

そのような問題を避けるため、会議体の構成メンバーに一般有識者を入れ、広く多様な意見を取り入れることは極めて重要である。上記法務・検察行政刷新会議の報告書（2020年12月）においても「3年後検討の場を含む適切な場において、弁護人立会いの是非も含めた刑事司法制度

全体の在り方について、社会の変化に留意しつつ、刑事手続の専門家以外の多様な視点も含めた幅広い観点からの検討がなされるよう適切に対応すること」との指摘がある。この指摘からすれば、有識者委員が一人しか選任されていない本協議会は、法務・検察行政刷新会議による「専門家以外の多様な視点も含めた幅広い観点からの検討」を求める意見を、十分に反映したものとは決して言えない。

そこで、当連合会は、法律専門職以外の意見も広く取り入れ、議論に資するものとするべく、可視化法について議論した特別部会の一般有識者委員を構成メンバーとして追加選任すること（あるいは少なくとも一般有識者委員の委員数自体を増やすこと）を検討することを求めるものである。

## 2 議論における多様な意見と透明性確保について

ともすれば国民からは遠い世界での議論になりがちな刑事司法の分野において、これまでの法改正の効果ないし問題点を議論する場に、高い透明性が求められることは当然である。

もちろん、本協議会においては、法務検察・警察・弁護士会から改正刑訴法施行後の様々な問題事例が共有され、それを踏まえた各回の議事録が公開されるようである。

しかし、広く国民の意見を本協議会に反映させるべき一般有識者委員が 1 名しかいない現状を前提とすれば、えん罪被害者のヒアリング等の実施を行い、より広く国民の意見をすくい上げて議論をすることが必要である。

また、同時に、本協議会における議論やその前提となるデータは、可能な限り広く世論形成の議論に寄与させるべく、リアルタイムでの報道機関へのモニター開示など、できる限りの情報発信が求められる。

## 3 まとめ

以上のとおり、我々は本協議会においても、多様な意見を取り入れ、透明性の高い議論が行われるべく、有識者委員の追加選任を求めるとともに、本協議会における議論においては、できる限り多くの検証データを収集するとともに、議論の透明性を高めることを強く求めるものである。

以上